

# 大阪府自殺対策基本指針・プログレスシート【施策の進行シート】

資料2-2

指針新第3章			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況			担当課	
項目						平成29年度		平成30年度		
大	中	小				事業見込み	事業実績	達成状況		事業見込み
1	1	(1) ①	市町村自殺対策計画の策定支援	国から提供される地域自殺実態プロフィールや政策パッケージなど、市町村の地域自殺対策計画策定に必要な情報を提供するなど策定の支援を行う。	各市町村が自殺対策計画を策定し、実践的な取組みが推進される。	市町村に対して地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの送付。市町村自殺対策主管課担当者会議での説明の実施。	市町村に対して地域自殺実態プロフィール・地域自殺対策政策パッケージの送付。市町村自殺対策主管課担当者会議で説明	各市町村が自殺対策計画を策定できるよう支援している。	市町村自殺対策主管課担当者会議での自殺対策計画について説明実施、必要な情報を提供するなどを支援を行う。	こころの健康総合センター
2	2	(1) ①	厚生労働省等からの情報収集	厚生労働省や国の研究機関、府警察本部等からの情報の収集と提供資料の分析等	適切に情報収集を行い提供資料の分析を行い、実態を把握し、事業実施に活かすことができるようになる。	必要な情報収集、分析をおこない、実態を把握をしていく	自殺者統計など情報の収集。	情報収集を行い、実態把握に努めている。	必要な情報収集、分析をおこない、実態を把握をしていく。	こころの健康総合センター
3	2	(1) ①	厚生労働省等からの情報収集	厚生労働省や国の研究機関、府警察本部等からの情報の収集と提供資料の分析等	府内の自殺の実態を把握・分析したものをもとに、広域での実施が効果的な事業を実施できるようになっている。	厚生労働省や府警察本部より情報提供のある月別の自殺者数等について、自殺対策推進センターと連携しながら府内市町村別に分析を行い、庁内関係各課、府内市町村等に情報提供を行う。	統計データの随時提供及び会議、セミナーを通じて情報提供を行った。 ・市町村会議 ①8/23、②10/24 ・トップセミナー1/22	○	厚生労働省や府警察本部より情報提供のある月別の自殺者数等について、自殺対策推進センターと連携しながら府内市町村別に分析を行い、庁内関係各課、府内市町村等に情報提供を行う。	地域保健課
4	2	(1) ①	自殺統計データの提供	月別自殺者数(暫定値)等の自殺統計データの提供	継続して大阪府等に対して自殺統計データの提供を行う	継続して大阪府等に対して自殺統計データの提供を行う	毎月、月別自殺者数(暫定値)等の自殺統計データの提供を行った。	○	継続して大阪府等に対して自殺統計データの提供を行う	大阪府警察本部
5	2	(2) ①	自殺者等の資料収集と情報の発信	自殺に関する統計資料等について分析・自殺の現状等情報提供(市町村別)	統計資料をもとに市町村に対して自殺の現状等を迅速な情報提供を行い、計画策定等に活かすことができている。	市町村に対して、必要な情報を迅速に提供していく。	自殺者数など、各市町村別に確認できるようにホームページにて情報提供。	市町村別に統計データを提供することにより各市町村における自殺対策に寄与している。	市町村に対して、必要な情報を迅速に提供していく。	こころの健康総合センター
6	3	(1) ①	インターネットによる普及啓発	インターネットを活用し自殺や自殺関連事象等予防に関する情報を提供し正しい知識の普及を行う	インターネットの活用により自殺や自殺関連事象等の正しい知識の普及が図られるようになる。	ホームページなどインターネットを活用し、自殺や自殺関連事象の正しい知識の普及を図る。	ホームページにて自殺関連事象に関する情報を提供。	多くの府民がアクセスできるように、提供方法の工夫に努めている。	ホームページなどインターネットを活用し、自殺や自殺関連事象の正しい知識の普及を図る。	こころの健康総合センター
7	3	(1) ②	エイズ予防対策事業	府保健所医師・保健師等のエイズカウンセリング能力の向上を目的とした研修会及び個別施策層を対象とした普及啓発講習会の開催	MSM(男性間で性的行為を行う者)への理解を深め、HIV/AIDSをはじめ、その他性感染症の予防啓発に繋がられるようになる。	・HIV/AIDS等研修会の開催 ・MSM向けHIV/AIDS等性感染症の予防啓発活動の実施。	①HIV/AIDS基礎研修 平成29年6月2日(金) 9時45分～17時15分 参加者 26名 ②エイズカウンセリング研修(基礎編) 平成29年6月23日(金) 9時30分～17時 参加者 19名 ③エイズカウンセリング研修(応用編) 平成29年7月28日(金) 9時30分～17時 参加者 14名 ④性感染症予防講習会 平成29年8月29日(火)14時30分～17時30分 参加者 214名 ⑤STI学習会(MSM向け 4回シリーズ) 11月12日(日) 13時～16時 参加者 22名 11月27日(月) 19時～22時 参加者 5名 12月13日(水) 19時～22時 参加者 5名 1月6日(土) 19時～22時 参加者 14名	計画通り研修会を企画・運営ができた。①②③の研修会では、HIVの基礎的知識、カウンセリングの基本的な技法、陽性者への告知面接に対応できる内容となっており、参加者の9割が、「とても活かせる」、「活かせる」と回答しており知識や能力が向上したと考えられる。 ④に関しても、性感染症やLGBTへの理解が深められる内容であった。 ⑤に関しては、MSM向け、個別施策層に働きかけができた。	①HIV/AIDS基礎研修 平成30年6月1日(金) 9時45分～17時15分 参加者 23名 ②エイズカウンセリング研修(基礎編) 平成30年6月15日(金) 9時30分～17時 参加者 13名 ③エイズカウンセリング研修(応用編)平成30年7月6日(金) 9時30分～17時 参加者 11名 ④HIV検査 相談指導者研修会 平成30年7月18日(水)15時～17時 参加者 19名 ⑤性感染症予防講習会 平成30年8月24日(金)13時～16時 参加者 ●●名 ⑥STI学習会(MSM向け 4回シリーズ) 7月16日(月)14時～16時 参加者11名 9月24日(月)14時～16時 参加者●名 10月8日(月)17時～20時 参加者●名 11月3日(土)14時～16時 参加者●名	医療対策課



指針新第3章 項目	自自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み		取組み(事業)の概要	H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況				担当課	
					平成29年度			平成30年度		
					事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み		
8	3	(1) ②	人権啓発事業	同性愛者、性同一性障がい者等の 性的マイノリティに関しての正しい 知識の普及啓発を行う。	性的マイノリティに関する府民の 人権意識が高まる	①人権情報ガイド「ゆまにてなにわ ver.32」に性的マイノリティに関する 記事を掲載する ・配布予定部数 墨字版 28,000部 点字版 200部  ②府民向けの啓発リーフレットを 作成、配布する ・配布予定部数 5,000部  ③府民対象の講演会を開催する ・実施時期:未定 ・参加予定者数:500名程度	①性的マイノリティの人権問題についての掲 載 【人権情報ガイド「ゆまにてなにわver.32」】 ・発行部数 墨字版:40,000部、点字版:100部 【人権情報誌そうぞうNo.42】 ・4,000部発行 ②府民向け啓発チラシの作成・配布 ・配付部数:31,000枚 ③職員向けリーフレットの作成 ④府職員向け性的マイノリティに関する職員 研修支援ツールの作成(電子データ) ⑤性的マイノリティに関する人権啓発ステッ カーの府内大学への配布とお披露目イベント の開催 【ステッカー作成】2,500枚 【お披露目イベント】 ・平成29年12月5日(近畿大学) ・平成30年1月17日(大阪府立大学) ⑥府民向け講演会 ・平成29年10月1日 参加人数:600名 ⑦性的マイノリティに関する行政職員向け人 権問題研修 【基礎研修】平成29年8月28日・9月14日 【専門研修】平成29年11月14日・11月22日 【特別研修(LGBT当事者5名による座談会) 平成30年3月28日	冊子及び啓発チラシの発 行、講演会・研修会・啓発 イベントの開催等により、 性的マイノリティの人権 問題に関する府民の理 解の増進を図った。	①人権情報ガイド「ゆまにてなにわvol.33」 への性的マイノリティの人権問題に関する 記事を掲載 ・発行予定部数: 墨字版 40,000部 点字版 100部  ②性的マイノリティの人権問題に関する府 民向け講演会 実施時期:平成30年10月13日(予定) 予定参加者数:600名程度  ③学生企画による啓発コンテンツ作成  ④性的マイノリティの人権問題に関する行 政職員向け研修会  ⑤性的マイノリティの人権問題に関する啓 発パネルの作成  ⑥府民向け啓発チラシの増刷	人権局
9	3	(2) ①	自殺予防普及 啓発	国が設定する自殺予防週間(9月 10日の世界自殺予防デーから1週 間)、及び自殺対策強化月間(3月) に、市町村や関係機関・団体が啓 発活動を重点的に推進できるよう 自殺対策推進センターと連携しなが ら情報提供等を行う。	・国や府における自殺対策の取 組み等について情報収集し、市 町村や保健所等に情報提供する ことで、地域の実状に応じた取組 みの参考となり、地域の自殺対 策が強化されている。 ・自殺についての情報を多く提供 することで、自殺が身近な社会的 な問題としてとらえる府民が増え ている	・国が設定する自殺予防週間(9月 10日及び自殺対策強化月間(3月) に、市町村や関係機関・団体が啓 発活動を重点的に推進できるよう、 9月と3月の府内市町村での取組に ついて府民等に情報提供を行う。 ・自殺対策推進センターと連携しな がら、自殺予防週間のある9月と自 殺対策強化月間である3月に重点 的に自殺予防に関連する事業に取 り組む。	・市町村取り組み一覧を府HPに掲載 ・国の作成する啓発ポスターを市町村に配布	○	・国が設定する自殺予防週間(9月10日及 び自殺対策強化月間(3月)に、市町村や 関係機関・団体が啓発活動を重点的に推 進できるよう、9月と3月の府内市町村で の取組について府民等に情報提供を行 う。 ・自殺対策推進センターと連携しながら、 自殺予防週間のある9月と自殺対策強化 月間である3月に重点的に自殺予防に関 連する事業に取り組む。 ・自殺予防週間のある9月から、自殺対策 の電話相談事業の一環として、LINEの無 料通話機能を活用したLINEこころの電話 相談を開始する。	地域保健課
10	3	(2) ②	相談機関等の 啓発	多重債務、労働、DV、女性相談、児 童問題等自殺の要因に繋がる各相 談機関等を広く府民に啓発する冊 子等の作成、WEB掲載	様々な相談機関等についての情 報が広く府民に周知されるよう になる。	様々な相談機関などの情報をホ ームページなどを活用して府民に周知 していく。	ホームページにて自殺関連事象に関する情 報を提供。相談機関一覧を掲載。	広く府民に周知されるよ うに実施している。	様々な相談機関などの情報をホ ームページなどを活用して府民に周知して いく。	こころの健康総 合センター
11	3	(3) ①	リーフレット作 成・パネル作成 貸出	うつ病、アルコール依存症等の精 神疾患の理解と対応、メンタルヘル ス・自殺関連のパネルやリーフレッ トの作成・貸し出しや、ホームペ ージを利用して普及啓発を行う。	精神疾患の理解が深まり、うつ病 やアルコール依存症等の精神疾 患の早期発見・早期治療が行わ れるようになる。	うつ病、アルコール依存症等の精神 疾患や、メンタルヘルス・自殺関連 のパネル等の作成・貸し出し、 ホームページを利用して普及啓発を 実施。	保健所へのパネル貸し出し、市町村、保健所 等へのリーフレット配布。	精神疾患の早期発見、早 期治療につながるよう 普及啓発をしている。	うつ病、アルコール依存症等の精神疾患 や、メンタルヘルス・自殺関連のパネル等 の作成・貸し出し、 ホームページを利用して普及啓発を 実施。	こころの健康総 合センター
12	4	(1) ①	教育相談に関 する教職員研修	教育相談研修や府立学校首席研 修において、すこやか教育相談 (メール相談)や関係機関連携等 による自殺企図者への支援について 講義。	教職員一人ひとりのカウンセリ ングスキル等の資質向上が図ら れている。	教育相談に関する研修において、 自殺予防を取り上げる予定である。	教育相談課題別選択研修において関係機 関連携等による自殺企図者への支援 について講義。	カウンセリングスキル等 の向上が一定図られてい る。	教育相談に関する研修において、自殺予 防を取り上げる予定である。	教育センター
13	4	(1) ②	生徒指導者養 成研修の周知	文部科学省が実施する生徒指導者 養成研修について、各私立学校に 周知	文部科学省の研修等を活用する ことにより、私立学校教員の自殺 対策に係るスキルが向上する	文部科学省が実施する生徒指導者 養成研修について、各私立学校に 周知	同研修につき、各私立学校に周知した。	○	文部科学省が実施する生徒指導者養成 研修について、各私立学校に周知	私学課



指針新第3章 項目	自自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み		取組み(事業)の概要	H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況				担当課	
					平成29年度			平成30年度		
					事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み		
14	4	(1) ②	児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会の周知	文部科学省が実施する「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」について、各私立学校に周知	文部科学省の研修等を活用することにより、私立学校教員の自殺対策に係るスキルが向上する	文部科学省が実施する「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」について、各私立学校に周知	同協議会につき、各私立学校に周知した。	○	文部科学省が実施する「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」について、各私立学校に周知	私学課
15	4	(1) ②	いじめ防止対策推進	いじめ防止対策推進法の施策を、府内の私立学校に周知および資料を送付	いじめ防止対策推進法に基づいた対応により、いじめを原因とした自殺を防止する。	いじめ防止対策推進法の施策を、府内の私立学校に周知および資料を送付	同施策にかかる資料等につき、各私立学校に周知した。	○	いじめ防止対策推進法の施策を、府内の私立学校に周知および資料を送付	私学課
16	4	(1) ②	文部科学省の通知等の周知	「教師の知っておきたい子どもの自殺予防」(平成21年3月文部科学省)の活用について、府立学校への継続的な啓発。	府立学校全校に啓発冊子等の活用について周知されている。	府立学校全校に啓発冊子等の活用について周知。	実施済み	○	府立学校全校に啓発冊子等の活用について周知。	高等学校課
17	4	(2) ①	自殺対策人材養成研修	うつ病や依存症・パーソナリティ障害・自死遺族など、自殺のハイリスク群や自殺念慮をもっている人への相談従事者に専門的・実践的な研修を行う。	現場のニーズに合ったテーマの研修を毎年5回以上実施し、精神保健福祉関係機関職員の相談機能が向上することで、自殺予防のための適切な対応ができる職員が増加する。 目標・年5回以上開催 ・600名(年間100名×6年)	現場のニーズに合ったテーマの研修を5回以上実施し、精神保健福祉関係職員等のスキルアップを図る。	ゲートキーパー養成、認知行動療法、妊産婦のメンタルヘルス、自死遺児等をテーマに自殺対策研修を実施。 ・8回受講者数:491名	様々なテーマ・対象の研修を開催し、相談機能が向上するように実施している。	現場のニーズに合ったテーマの研修を5回実施し、精神保健福祉関係職員等のスキルアップを図る。	こころの健康総合センター
18	4	(2) ②	自殺対策人材養成研修	府内の医療機関職員向けにうつ病の治療に有用な認知行動療法を普及するための研修を行う。	受講者が臨床で認知行動療法を実施している。H29に研修を100名を対象に実施	府内医療機関等職員を対象に認知行動療法研修を行う。	「うつ病の認知療法・認知行動療法研修会」を実施。 ・1回 130名受講	医療機関等臨床現場で認知行動療法が普及するよう、研修を実施した。	平成29年度で研修実施終了。	こころの健康総合センター
19	4	(2) ③	自殺対策人材養成研修	過量服薬や自殺に関する研修会を開催する。	研修などを通して、過量服薬など自殺未遂に関する理解が深まる。	医師・薬剤師に対しても自殺対策人材養成研修やゲートキーパー研修などの情報を周知していく。	「自殺未遂支援」を実施。 ・1回15名受講	対象が医師・薬剤師に特化した研修については実施に至っていない。	医師・薬剤師に対しても自殺対策人材養成研修やゲートキーパー研修などの情報を周知していく。	こころの健康総合センター・(H24のみ 業務課)
20	4	(3) ②	自殺対策人材養成研修	市町村の高齢介護担当者を対象にゲートキーパー研修並びにリーダー養成等を行う。	市町村高齢介護担当者のゲートキーパー研修受講並びにリーダー養成研修を実施することで、地域ごとに介護職員向けのゲートキーパー研修が開催できるようになる。 目標:受講者120名(41市町村×3年)	市町村の高齢介護担当者、相談員等を対象にゲートキーパー研修を行う。	高齢介護担当者に特化した研修は未実施。	高齢分野への特化した取組みはできていない。	高齢介護担当者に対して、ゲートキーパー研修ができるように検討を行う。	こころの健康総合センター
21	4	(3) ③	民生委員・児童委員及び主任児童委員研修	民生委員・児童委員及び主任児童委員を対象に研修を実施。新任委員には、住民との接し方、支援の方法や相談・応接の技術など基礎の研修。また、経験年数に応じ、適宜、必要な知識・時事問題の研修を実施。	民生委員・児童委員及び主任児童委員に対して、要支援者への支援の仕方や相談・応接の技術などの研修を実施。 目標:毎年15回程度開催。	民生委員・児童委員及び主任児童委員に対して、活動に必要な知識や時事問題など、経験年数に応じた研修を実施する。 【実施:15日間、参加者予定:2,100人】	15回	当初目標どおり達成した。	民生委員・児童委員及び主任児童委員に対して、活動に必要な知識や時事問題など、経験年数に応じた研修を実施する。 【実施:15日間、参加者予定:1,590人】	地域福祉課
22	4	(3) ①	自殺対策人材養成研修	市町村で自殺対策のリーダーとなる職員に対し、事業の企画・計画作成、ネットワーク作り、事例のコーディネート等を担うための研修を行う。	市町村自殺対策担当者の研修受講並びにリーダー養成を行うことで、地域に応じた自殺対策が推進されている。 目標・受講者数120名(41市町村×3年)	市町村自殺対策担当者に対して、地域に応じた自殺対策を推進していくために必要な研修等の企画について検討を行う。	自殺対策研修を実施。 ・8回市町村職員95名受講	地域に応じた自殺対策が推進されるように研修を実施している。	市町村自殺対策担当者に対して、地域に応じた自殺対策を推進をしていくために必要な研修等の企画について検討を行う。	こころの健康総合センター



指針新第3章			自自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況				担当課
項目						平成29年度			平成30年度	
大	中	小				事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	
23	4	(4) ①	労働相談関係機関担当者等研修 メンタルヘルス専門相談情報交換会	労働相談担当者がメンタルヘルスを必要とする労働相談への確かな対応が行えるよう、必要な知識等の習得機会を定期的に設け、資質の向上を図る。	・メンタルヘルスに対する正しい知識等の習得により、メンタルヘルスを含む相談への的確な対応ができるようにする。 ・研修及び情報交換会の実施(毎年各1回)	○研修及び情報交換会開催 開催回数 1回	○労働相談関係機関担当者等研修 ・開催回数 1回 ・参加者 17人 ○情報交換会 ・開催回数 1回 ・参加者 18人	計画通り	○研修及び情報交換会開催 ・開催回数 各1回	総合労働事務所
24	4	(4) ②	メンタルヘルスに関するリーフレット・自殺総合対策相談対応手引き集等の配布	消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口、商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員に対しメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。	リーフレット・手引き集を配布することでメンタルヘルスについての正しい知識の普及がされている。 目標:全機関124カ所	消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口等にリーフレット等の配布を行う。	メンタルヘルスに関するリーフレットを改訂・作成。市町村等の関係部署へ配布。	消費生活センターや多重債務相談窓口への送付には至っていない。	消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口等にリーフレット等の配布を行う。	こころの健康総合センター
25	4	(4) ③	職場のメンタルヘルス対策	大阪産業保健総合支援センター等と連携し、職域におけるメンタルヘルスに関する研修を行う。	産業保健スタッフの資質向上し、職域におけるメンタルヘルス対策が推進されている。 目標・240名(年間40名×6年)	大阪産業保健支援センターと連携しメンタルヘルスに関する研修を開催する。	大阪産業保健総合支援センターと連携し研修会を実施。 ・3回86名受講(13名、39名、34名)	目標に向かって順調に推移している。	大阪産業保健支援センターと連携しメンタルヘルスに関する研修を開催する。	こころの健康総合センター
26	4	(4) ④	大阪府版ゲートキーパー養成テキスト講習会	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるように、大阪府版ゲートキーパー養成研修テキストを用いてゲートキーパー研修の講師となるよう講習会で研修講師を養成する。	受講者が地域で講師としてゲートキーパー研修を開催できるようになる。 目標:受講者 40名/年	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるよう、テキスト講習会を行い、講師を養成する。	テキスト講習会を実施。 ・1回29名受講	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるよう、講師を養成。	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるよう、テキスト講習会を行い、講師を養成する。	こころの健康総合センター
27	4	(4) ④	自殺危機初期介入スキルワークショップの開催・講師派遣	今まで養成したリーダーに講師をなってもらい、地域で自殺予防のゲートキーパーの役割を果たすための初期介入スキルを身につけるワークショップを開催する。	ワークH29に25名を対象に開催し終了するが、要請に応じて講師派遣は継続実施し、ゲートキーパーとしてよりスキルを高めている。	リーダー養成研修を受講した職員が講師となり、相談支援担当者等を対象に、自殺危機の初期介入スキルワークショップを開催する。	危機介入の初期介入スキルワークショップの実施。 ・1回24名受講	ワークショップは目標どおり実施している。	研修については平成29年度で終了。地域より要請があった際は講師派遣を行う。	こころの健康総合センター
28	4	(4) ④	自殺対策人材養成研修	精神保健福祉業務従事者や自殺対策の窓口担当者、また教員、養護教諭も対象を拡大し、自殺念慮や自傷行為に関する研修会を開催する。	様々な分野において、メンタルヘルスや自殺予防に関する知識が普及されているようになる。 目標:受講者数600名(年間100名×6年)	精神保健福祉、自殺対策担当、教育分野等、ゲートキーパーとしての役割が期待される様々な分野において、自殺対策研修等を行う。	自殺対策研修を実施。 ・8回491名受講	様々な分野において研修を実施している。	精神保健福祉、自殺対策担当、教育分野等、ゲートキーパーとしての役割が期待される様々な分野において、自殺対策研修等を行う。	こころの健康総合センター
29	4	(4) ④	大阪府版ゲートキーパー養成研修	大阪府版ゲートキーパー養成テキスト講習会を受講した職員が主となり、地域で様々な対象に向けて研修を企画・実施することを支援する。	保健所、市町村が主催で各地域でゲートキーパー養成研修を実施し、地域において研修が実施されている。 目標:受講者数6000名(年間1000名×6年)	保健所、市町村が主となり地域で様々な対象に向けてゲートキーパー研修を開催することを支援する。	保健所、市町村自殺対策担当者等が講師となり、各地域で様々な対象に向けて研修を実施し、ゲートキーパーを養成した。 開催回数:40回 受講者数:981名	テキスト講習会を受けた保健所、市町村等職員が主となり地域で様々な対象に向けてゲートキーパー研修を実施できている。	保健所、市町村が主となり地域で様々な対象に向けてゲートキーパー研修を開催することを支援する。	こころの健康総合センター
30	4	(5) ①	ゲートキーパー養成研修テキスト作成	地域で標準化されたゲートキーパー研修が様々な対象に向けて開催できるように、大阪府版ゲートキーパー研修教材およびリーダー養成研修テキストを作成する。	対象に応じたテキストを作成し、幅広いゲートキーパー養成に活用されている。 若年者層向け教材の作成(H29) 高齢介護支援者向け教材の作成(H30) 既存の教材の内容更新(随時)	若年者層を対象としたテキストを作成する。	・若年者層を対象としたテキスト(案)を作成。 ・既存テキストの内容を更新。	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるようにテキストを更新等を行っている。	対象に応じたテキストを作成、既存のテキストの更新等を行う。	こころの健康総合センター
31	4	(5) ①	自殺総合対策相談対応手引き集	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるように、自殺総合対策相談対応手引き集を作成配布する。	保健所・市町村職員に自殺総合対策相談対応手引き集を配布することで、より適切な相談対応ができるようになる。	要請に応じて配布し、相談対応等で活用していく。	既存の手引き集の配布はなし。	手引き集の改訂は行っておらず、配布に至っていない。	適切な相談対応ができるような手引き集の検討をこなう。また、要請に応じて配布。	こころの健康総合センター



指針新第3章 項目	自自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み			取組み(事業)の概要	H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況				担当課	
						平成29年度			平成30年度		
						事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み		
32	4	(5)	①	自殺総合対策 相談対応手引き 集	各機関の相談担当者が相談者の 背景になる様々な問題に気づき、 医療や福祉・介護・生活・法律等の 専門家に確実につなぎ、生きる支 援をサポートするため手引き集を配 布する。	各機関の相談担当者に自殺総合 対策相談対応手引き集を配布す ることで、より適切な支援が行え るようになる。	要請に応じて配布し、相談対応等で 活用していく。	既存の手引き集の配布はなし。	手引き集の改訂は行って おらず、配布に至ってい ない。	適切な相談対応ができるような手引き集 の検討をこなう。また、要請に応じて配 布。	こころの健康総 合センター
33	4	(6)	①	自殺対策従事 者のこころのケ ア	自殺対策従事者のこころのケアに 関する研修開催、講師派遣等を行 う。	研修開催、講師派遣等を行うこと で、こころの健康を維持しより良 い支援が行えるようになる。 目標:30回(年間5回)	要請に応じて講師派遣等を行って いく。	支援者のメンタルヘルスに関する研修会への 講師派遣。 ・3回	特化した研修は実施して いないが、支援者のメン タルヘルスにも留意した 研修を実施している。	要請に応じて講師派遣等を行っていく。	こころの健康総 合センター
34	4	(7)	①	自死遺族相談 事例検討会	自死遺族相談において、相談従事 者が臨床的な理解を深め、より適 切な支援ができるよう事例検討会を 実施する。	自死遺族からの相談に対して、こ ころの健康総合センターや保健 所等において、より適切な支援が 行えるようになる。	事例検討会を年3回実施	事例検討会を実施。 ・3回	引き続き事例検討会を 実施していく。	事例検討会を年3回実施予定。	こころの健康総 合センター
35	4	(7)	①	自殺対策人材 養成研修	遺族に接する可能性の高い、保健 所・市町村・消防・警察・教育等関 係職員を対象に、適切な対応をす るための研修を行う。	遺族等に対応する職員が適切に 対応できるようになる。 目標:受講者数600名(年間100名 ×6年)	遺族、特に遺児等の相談対応が適 切に行えるよう、研修を実施してい く。	「自死遺児相談従事者養成研修」を実施。 ・1回74名受講	目標に向かって順調に推 移している。	遺族、特に遺児等の相談対応が適切に行 えるよう、研修を実施していく。	こころの健康総 合センター
36	5	(1)	①	配付した冊子の 普及と活用を図 る。	『夢や志をはぐくむ教育』指導資料 集及び教師用指導書を各学校に配 付し、各学校で活用。	公立の全小・中学校において「夢 や志をはぐくむ教育」を活用。	冊子「夢や志をはぐくむ教育」の活 用 小学校 100% 中学校 100%	小学校 100% 中学校 100%	達成できている	冊子「夢や志をはぐくむ教育」の活用 小学校 100% 中学校 100%	小中学校課
37	5	(2)	①	事業場内メンタ ルヘルス推進担 当者養成研修 会	中小企業等におけるメンタルヘル ス推進担当者(人事労務担当者等) の養成	・府内事業所におけるメンタルヘ ルス推進担当者の養成 ・研修会受講者 2,400人 (年2回×定員200人×6年間)	○メンタルヘルス推進担当者養成 研修会 開催 開催回数 2回 定員200人×2回	○研修会 ・開催回数 2回 ・受講者数 325人(合計)	概ね計画通り	○メンタルヘルス推進担当者養成研修会 開催 ・開催回数 2回 ・定員200人×2回	総合労働事務所
38	5	(2)	①	職場のメンタ ルヘルスに関する セミナーの実施	事業主等の理解を深め、良好な職 場環境の形成を支援する。また、市 町村、商工会議所・商工会等が実 施する職場のメンタルヘルスに関 するセミナーの開催に協力	・良好な職場環境の形成 ・セミナー受講者 1,200人 (年2回×定員100人×6年間)	○セミナー開催 年2回 定員100人×2回	○セミナー ・開催回数 4回 ・受講者数 313人(合計)	計画以上	○セミナー開催 ・年2回 ・定員100人×2回	総合労働事務所
39	5	(2)	①	中小企業労働 環境向上促進 事業	中小企業の事業主及び人事労務担 当者・労働者に労働法の基礎的知 識を周知・普及と個別課題にかかる 実務ノウハウを提供する講座を実 施し、労働環境の向上の取組みを 促す。	・労使間トラブルの未然防止及び 労働環境の向上 ・セミナー受講者 6,000人 (年14回 1,000人×6年)	○セミナー開催 年14回 定員 計1,000人	○セミナー ・開催回数 17回 ・受講者数 985人(合計)	概ね計画通り	○セミナー開催 年14回 定員 計1,000人	総合労働事務所
40	5	(2)	②	メンタルヘル ス専門相談	職場において心の健康に不安を感 じている労働者、従業員の心の健 康問題に関わる中小企業の人事労 務担当者及び使用者に、精神科 医、臨床心理士、産業カウンセラ ーが相談に応じる。	・勤務問題等を理由とする自殺の 防止 ・専門相談:毎月5回 相談者 600 人 ・特別相談会:毎年2回 相談者 120人	○専門相談及び特別相談会開催 ・専門相談:毎月5回 ・特別相談会:年2回	○専門相談 ・開催回数 毎月5回 ・相談者 37人 ○特別労働相談会 ・開催回数 2回 ・相談件数 443件	計画通り	○専門相談 ・毎月5回 ○特別相談会開催 ・年2回	総合労働事務所



指針新第3章			自自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み	取組み(事業)の概要	H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況				担当課
項目						平成29年度			平成30年度	
大	中	小				事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	
41	5	(2) ②	男性のための 電話相談事業	夫婦、パートナー、親子関係、生き 方、職場の人間関係のことなど、専 門の男性相談員が電話による相談 に応じるもの。	男性相談員による男性のための 電話相談を実施し、すべての人 が個人として尊重され、性別にと らわれることなく、自分らしくのび やかに生きることのできる男女共 同参画社会の実現をめざす。	電話相談180件 第2、3土曜日 17:00～21:00 その他の週水曜日 16:00～20:00	電話相談 199件	広域自治体として市町村 相談事業の補完・支援を するとともに、関係部局・ 関係団体との総合調整 及び連携のもと、施策展 開を図った。	電話相談 第2、3土曜日 17:00～21:00 その他の週水曜日 16:00～20:00	男女参画・府民 協働課
42	5	(3) ①	こころの健康づ くりの啓発	ストレス等から起こる様々な疾病や こころの病気の予防に関する啓発 を行う	リーフレット等の啓発を通して地 域でこころの健康づくりについて 理解が深まる。	要請に応じて配布し、相談対応等で 活用していく。	ストレスに関するリーフレットの配布。 ・1455部	リーフレットを配布し、啓 発を行っている。	要請に応じて配布し、相談対応等で活用 していく。	こころの健康総 合センター
43	5	(3) ②	府営公園事業 の推進	府民のレクリエーションの場の提 供、都市環境の改善、災害時の避 難場所など多様な機能を持つ府営 公園の適正な管理と整備拡充に よって、快適な生活環境づくりを進 める。	まちの景観や魅力を高めるととも に、憩いやスポーツ、観光など多 様な活動を展開でき、府民に親し まれる府営公園となっている。	府営公園の適正な管理と民間活力 を積極的に導入した利活用の促 進。 災害発生時の避難場所や活動拠点 となる防災公園の整備や、効率的 な維持管理による施設の長寿命 化。	19公園において事業を推進した	計画通り	府営公園の適正な管理と民間活力を積極 的に導入した利活用の促進。 災害発生時の避難場所や活動拠点となる 防災公園の整備や、効率的な維持管理に よる施設の長寿命化。	都市整備部
44	5	(4) ①	災害時こころの ケア体制整備	発災時、迅速かつ適切に被災地域 の精神科医療及び精神保健活動の 支援を行うため、大阪府DPATの体 制を整備する。	ガイドライン・マニュアルを作成 し、周知されている 人材養成研修・災害訓練を実 施、資機材等の整備おこない、災 害時の対応に備えている。	発災時を想定し、平時より人材養 成、体制整備等を進めていく。	DPAT養成研修実施。 ・65名受講 災害訓練参加。	災害時に対応できるよ うに人材養成等を行って いる。	発災時を想定し、平時より人材養成、体制 整備等を進めていく。	こころの健康総 合センター
45	6	(1) ①	こころの健康相 談事業	保健所において精神科医やケース ワーカー、保健師等による精神保 健福祉相談・訪問指導を実施し、受 診勧奨や日常生活を送る上での援 助及び社会復帰のための支援を実 施。	・精神障がい者が心療内科等適 切な医療機関につながる ・精神障がい者の早期治療や社 会復帰が促進される ・府保健所(政令市を除く)のこ ころの健康相談 約4,000件/年	こころの健康相談事業 利用件数 4,000件	こころの健康相談事業 相談件数 4,083件	○	こころの健康相談事業 利用件数 4,000 件	地域保健課 ・保健所
46	6	(1) ①	大阪精神科救 急ダイヤル	大阪精神科救急ダイヤルを設置 し、精神疾患で受診が必要な人 に対して受診可能な医療機関を紹介	・精神疾患により自傷行為を繰 り返す者が適切な医療機関の紹介 を受けることができる。 ・精神疾患のため自傷行為を繰 り返す者が適切な相談機関が利 用できるようになる。 平成34年度・・・24,000件	おおさか精神科救急ダイヤル利用 件数19,000件	おおさか精神科救急ダイヤル利用件数 15,712件	○	おおさか精神科救急ダイヤル利用件数 19,000件	地域保健課
47	6	(1) ②	うつ病について の広報啓発	リーフレットやホームページ等を活 用して、うつ病の症状に気づき、医 師等の専門家に相談するよう呼び かける等、うつ病についての広報啓 発を行う。	広報等によりうつ病に罹患した人 がより早く医師等の専門家に相 談できるようになる。 うつ病に関するリーフレットの配 布数1000部	うつ病についてのリーフレットの配 布等により、専門家への相談につな がるように広報啓発を行う。	うつ病に関するリーフレット配布。 ・630部	目標に向かって順調に推 移している。	うつ病についてのリーフレットの配布等 により、専門家への相談につながるよ うに広報啓発を行う。	こころの健康総 合センター
48	6	(1) ③	自殺対策人材 養成研修及び 講師派遣	医療・福祉・教育・介護等の関係者 を対象に研修開催及び講師派遣を 行う。	うつ病、うつ病をはじめ精神疾患 の理解を深め、早期発見・治療に つながるようになる。 目標:受講者数600名(年間100名 ×6年)	精神疾患の理解と適切な対応のた め、要請に応じていく。	精神疾患(精神障がい)の理解に関する研修 会に講師派遣。 ・7回	研修は開催していない が、講師派遣を行って いる。	精神疾患の理解と適切な対応のため、要 請に応じていく。	こころの健康総 合センター



指針新第3章 項目	自自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み			取組み(事業)の概要	H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況				担当課	
						平成29年度			平成30年度		
						事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み		
大	中	小									
49	6	(1)	④	関係機関職員 専門研修及び 医療機関職員 専門研修の実 施	依存症の本人及び家族への支援に 携わる相談支援機関や医療機関の 職員に対し、対応力向上のための 研修を実施する。	・依存症の本人及び家族に対し て、適切に支援できる人材を増や す。 ・関係機関職員専門研修及び医 療機関職員専門研修の開催回数	関係機関職員専門職員研修会、医 療機関職員専門研修の実施。	関係機関職員研修を実施。 ・9回356人受講 医療機関職員専門研修実施。 ・3回187人受講	人材を増やすための研 修会を実施している。	関係機関職員専門研修会、医療機関職 員専門研修をそれぞれ実施する。	こころの健康総 合センター
50	6	(1)	④	依存症専門医 療機関、依存症 治療拠点機関 および地域の相 談拠点機関の 選定と公表	ホームページ等により、依存症専門 医療機関、依存症治療拠点機関、 および地域の相談支援拠点を選定 し、公表を行う	依存症者が適切な治療・支援に 繋がるようになる。	ホームページ等において、依存症 専門医療機関、依存症治療拠点機 関および相談拠点について選定し、 公表を行う。	・専門医療機関:5、 ・治療拠点機関:1 ・相談拠点:府こころC,府・中核市保健所	○	ホームページ等において、依存症専門医 療機関、依存症治療拠点機関および相談 拠点について選定し、公表を行う。	地域保健課
51	6	(1)	④	アルコール健康 障がい対策推 進体制の整備	庁内関係部局および府警本部等で 構成する連絡会議や依存症に関連 した医療機関、関係団体等で構成 するアルコール健康障がい対策部 会において、アルコール健康障が い対策推進計画について検討を行 う。	アルコール依存症者が継続的な 治療・相談支援を行うための体制 の整備ができる。	アルコール健康障がい対策推進計 画の策定	・平成29年9月策定	○	アルコール健康障がい対策推進計画に基 づいた事業実施と評価検証を行う。 ・アルコール健康障がい対策部会の開催 ・市町村アルコール健康障がい対策担 当者会議の開催	地域保健課
52	6	(2)	①	子どもの心の診 療ネットワーク 事業	様々な子どもの心の問題、被虐待 児の心のケアや発達障がいに対応 するため、府立精神医療センターを 中核とし、地域の医療・保健・教育・ 福祉等の関係機関と連携した支援 体制の構築を図る。	・府内における地域との保健福祉 教育関係機関等との連携会議の 開催や症例検討会等を実施。参 加する関係機関を拡大させる。 ・参加関係機関数 90ヶ所以上/ 年	連携会議や症例検討会等の回数 210回以上	連携会議:311回 症例検討会:3回 参加機関:170	○	連携会議や症例検討会等の回数320回以 上 参加関係機関数200ヶ所以上	地域保健課
53	6	(3)	①	ネットワーク構 築支援	市町村、保健センターが取り組む庁 内・庁外の「自殺対策における地域 ネットワーク構築」に技術支援協力を 行う。	各地域において自殺対策におけ るネットワークが構築される。	各地域におけるネットワークの構築 が促進されるように支援を行う。	各地域でネットワークが構築されるよ うに支援。	ネットワーク構築に必要な 支援を行っている。	各地域でネットワークが構築されるよ うに支援を行う。	こころの健康総 合センター
54	7	(1)	①	教育振興補助 金交付事業	スクールカウンセラー、スクール ソーシャルワーカー等の活用等の 事業にかかる費用の一部を補助。	スクールカウンセラー、スクール ソーシャルワーカー等が、いじ め・悩み等の問題を早期に発見・ 対応する。	スクールカウンセラー、スクール ソーシャルワーカー等の活用等の 事業にかかる費用の一部を補助。	78の私立高等学校、40の私立中学校、12の 私立小学校に対して同事業にかかる費用の 一部を補助した。	○	スクールカウンセラー、スクールソーシ ャルワーカー等の活用等の事業にかか る費用の一部を補助。	私学課
55	7	(1)	①	子どもの人権 SOSミニレター 事業(法務省実 施)への協力	子どもの人権SOSミニレター事業に 対する協力依頼を各私立小中学校 に実施	法務省の取組みである「子どもの 人権SOSミニレター事業」を活用 し、身近な人にも相談できない児 童生徒の悩みを的確に把握し、 関係機関と連携し問題の解決に あたる。	子どもの人権SOSミニレター事業に 対する協力依頼を各私立小中学校 に実施	同協力依頼につき、各私立小中学校に周知、 依頼した。	○	子どもの人権SOSミニレター事業に対する 協力依頼を各私立小中学校に実施	私学課
56	7	(1)	①	障がいのある生 徒の高校生活 支援事業	希望する学校に臨床心理士等、エ キスパート支援員を派遣	各校において、臨床心理士等を 活用した教育相談体制が充実す るとともに、電話相談等の窓口が 周知され、子どもたちが安心して 相談できる環境が醸成されてい る。	府立高校全校にスクールカウンセ ラーを配置し、教育相談体制の充 実を図る。 府立高校全校において、24時間対 応の電話相談等の窓口の周知を 図る。	実施済み	○	府立高校全校にスクールカウンセラーを 配置し、教育相談体制の充実を図る。 府立高校全校において、24時間対 応の電話相談等の窓口の周知を 図る。	高等学校課



指針新第3章			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取り組み	取組み(事業)の概要	H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況				担当課
項目						平成29年度			平成30年度	
大	中	小				事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	
57	7	(1) ①	福祉・医療関係人材の活用事業費	希望する学校に臨床心理士を派遣し、学校における教育相談体制の充実を図る	臨床心理士を活用することで、友人関係、家庭環境等の課題からくる、子どもの不安定な精神の安定化をはかり、安心して学校に通学することができるようにする。	各学校において、昨年度の実績、今年度の計画から、適切に配置する。	府立支援学校において、臨床心理士の活用校数は36校で、活用時間は全体で971時間であった。その内、交通事故にあった児童、交通事故を目撃した児童生徒の対応として、1校に83時間、臨床心理士を配置したケースも含まれる。	心理的アプローチが必要な児童生徒に対するカウンセリングにより、精神的な安定がはかられた。また、児童生徒が継続して安全安心に学校生活を過ごすための校内体制構築に向けたアドバイスを専門的立場からいただくことができた。	各学校において、昨年度の実績、今年度の計画から、適切に配置する。	支援教育課
58	7	(1) ①	スクールカウンセラー配置事業	公立小中学校におけるスクールカウンセラーによる児童生徒、保護者、教職員等に対する相談活動及び助言・援助。	児童生徒が安心して相談できる体制をめざす。児童生徒、保護者、教職員等からの個別相談への対応	相談対応実施	93,814件(のべ件数)	概ね達成できている	相談対応実施	小中学校課
59	7	(1) ①	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーによる児童生徒を取り巻く環境の改善及び助言・援助。	児童生徒が安心して学校に通える体制をめざす。教職員等からのすべての相談へ対応	相談対応実施	5,247件(のべ件数)	概ね達成できている	相談対応実施	小中学校課
60	7	(1) ①	すこやか教育相談24	24時間体制で、子ども・保護者・教職員の相談に対応	学校の相談体制の充実をめざす。24時間体制における相談への対応	相談対応実施	4,870件(のべ件数)	概ね達成できている	相談対応実施	小中学校課
61	7	(2) ①	児童の安全確認の徹底と子ども家庭センターや市町村、警察等との連携強化	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、児童相談所や市町村、警察等関係機関は相互に情報を共有し、緊密に連携する。性犯罪・性暴力被害者の心情に配慮した事情聴取や要望の聴取を行い、相談支援機関と連携を強化する。	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底し、児童虐待が疑われる場合は、子ども相談センターへ確実に通告を行う。	児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底し、児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に通告を行う。	○ 児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底し、児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に通告を行った。	○ 児童虐待事案を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底し、児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に通告を行う。	大阪府警察本部	
62	7	(2) ①	子ども家庭センター(児童相談所)における相談支援 ・市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭センターや市町村による相談支援、一時保護等の体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。	子ども家庭センター及び市町村児童家庭相談担当者が児童虐待相談に適切に対応し、要保護児童対策地域協議会における連携を強化することにより、子どもの適切な保護・支援が図られる。	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 11日 24講座 ※予算は、スキルアップ研修にかかるもの	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 9日 26講座	子ども家庭センター(児童相談所)における相談支援、市町村児童家庭相談担当者が児童虐待相談に適切に対応しているよう市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修等を実施した。	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修 11日 22講座 ※予算は、スキルアップ研修にかかるもの	家庭支援課
63	7	(2) ②	被害者の心情に配慮した対応と、相談支援機関との連携	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、児童相談所や市町村、警察等関係機関は相互に情報を共有し、緊密に連携する。性犯罪・性暴力被害者の心情に配慮した事情聴取や要望の聴取を行い、相談支援機関と連携を強化する。	性犯罪・性暴力被害者の事情聴取等には、女性が対応する等、被害者の心情に配慮した対応を継続し、相談支援機関との連携を強化する。	女性警察官が事情聴取にあたるなど、被害者の心情に配慮した対応を行うほか、関係機関・団体と連携し、被害者の要望に沿った支援を継続して推進する。	女性警察官が事情聴取にあたるなど、被害者の心情に配慮した対応を行うほか、関係機関・団体と連携し、被害者の要望に沿った支援を推進した。	○ 女性警察官が事情聴取にあたるなど、被害者の心情に配慮した対応を行うほか、関係機関・団体と連携し、被害者の要望に沿った支援を継続して推進する。	大阪府警察本部	



指針新第3章			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況				担当課
項目						平成29年度			平成30年度	
大	中	小				事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	
64	7	(3) ①	妊産婦こころの相談センター事業	拠点機関(府立母子保健総合医療センター)に専属職員を配置し、府内(大阪市・堺市含む)でメンタルヘルスに不調を抱えていると思われる妊産婦について、ワンストップ窓口として、専門的な支援を行うとともに、関係機関等からの相談に助言を行う。	・大阪府における妊産婦の自殺者数の減少 ・精神科、参加医療機関との連携体制の拡大 ・相談件数 300件以上	相談件数、300件以上。 医療機関・関係機関等へのコンサルテーション 30件  精神科・産科医療機関との連携体制構築のための研修等を実施予定  地域の支援困難事例においてコンサルテーション等の実施	・相談件数: 354 ・精神科・産科医連携研修会: 1回(11/11)	○	・大阪府における妊産婦の自殺者数の減少 ・精神科、参加医療機関との連携体制の拡大 ・相談件数 300件以上	地域保健課
65	7	(4) ①	返済困難者(多重債務者)への相談支援	借金問題の解決に向けて、債務者の状況に応じた債務者の自立・生活再建を支援する充実した相談対応の取組みの推進を図る。	借金問題の解決に向けて、債務者の状況に応じた債務者の自立・生活再建を支援する相談対応。 ※平成30年3月30日をもって、相談業務終了	平成28年度と同程度の相談件数(平成29年2月末現在で1,397件)が見込まれる。	相談延べ件数は年々減少傾向であり、平成29年度は908件。このうち、新規相談は831件であった。 【参考:平成28年度相談延べ件数1,529(うち、新規相談1,196件)】	○		金融課
66	7	(4) ②	生活困窮者自立支援事業	広域自治体として府内における福祉事務所設置自治体の取組みの広域支援を行うとともに、府福祉事務所設置自治体(郡部)として、必須事業に加え、全ての任意事業を実施する。また、認定訓練事業所の確保及び利用促進を行う。	効果的な広域支援を行うため、市町村連絡会議や全市町村訪問を実施する。また、管内福祉事務所設置自治体の円滑な事業実施や任意事業の促進を図るとともに、郡部における実施体制の確保を行う。	・市町村連絡会議、従事者研修、地区別研修の開催 ・全市町村を訪問し、事業実施状況等をヒアリング ・広域就労支援事業を実施 ・自治体職員と認定訓練事業所との意見交換会を実施 ・任意事業実施率の増加	・市町村連絡会議4回、従事者研修5回、地区別研修3回・全43市町村を訪問・広域就労支援事業を10自治体で実施・認定就労訓練事業意見交換会1回・任意事業実施率 H29:75.7%⇒H30:78.6%	達成	・市町村連絡会議、従事者研修、地区別研修を開催 ・全市町村を訪問し、事業実施状況等をヒアリング ・広域就労支援事業を実施 ・任意事業実施率の増加	地域福祉課
67	7	(4) ③	各実施機関が行う家庭訪問	生活保護による最低限度の生活保障と、ケースワーカーの家庭訪問による生活状況の把握を行う。	各実施機関が家庭訪問を世帯の状況に応じ必要な回数実施。	各実施機関が、世帯の状況に応じた家庭訪問を必要な回数実施完了する(見込み)	各実施機関が、世帯の状況に応じた家庭訪問に必要な回数実施	達成	生活保護による最低限度の生活保障と、ケースワーカーの家庭訪問による生活状況の把握を行う。	社会援護課
68	7	(5) ①	総合労働事務所における労働相談	「労働契約」、「賃金」や「解雇・退職勧奨」などの労働問題に関する相談に対応	・安定した労使関係構築の支援	○労働相談の実施	○労働相談 ・開催回数 通年 ・相談件数 11,604件 ○特別労働相談会(再掲) ・開催回数 2回 ・相談件数 443件	計画通り	○労働相談の実施 ・通年 ○特別労働相談会の実施(再掲) ・年2回	総合労働事務所
69	7	(5) ①	労働情報発信ステーション事業	府内7地域で職場のハラスメントを中心とした労働相談会を実施。労働相談、労働関係法令の周知・啓発も行う。	・安定した労使関係構築の支援 ・府内7地域で開催 ・相談者 183人 ・情報提供 1,600件  ※29年度終了	○府内7地域で労働相談及び情報提供を実施	○労働相談会等 ・開催回数 24回 ・相談者 124人 ・情報提供 10,403件 ・セミナー参加者 330人	計画通り		総合労働事務所
70	7	(5) ②	OSAKAしごとフィールドによる雇用・就業環境の改善を目指した就業支援の総合サービス	学生・若者・就職困難者等の求職者等に対する就業支援を実施。	就職決定者数 年間8,000人(関連事業含む)	就職決定者数 年間8,000人(関連事業含む)	8,023人(H29年度実績)	達成	就職決定者数 年間8,000人(関連事業含む)	就業促進課



指針新第3章			自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取り組み	取組み(事業)の概要	H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況				担当課
項目						平成29年度		平成30年度		
大	中	小				事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	
71	7	(5) ③	大阪府地域若者サポートステーションによる若年無業者等の職業的自立を目指した就労支援事業	15歳から39歳まで(平成30年度は40代前半まで)の若年無業者を対象に、自己肯定感の養成や就職活動のサポート等、職業的自立に向けた就労支援を実施する。	就職決定者数 年間150名 (大阪府地域若者サポートステーション)	就職決定者数 年間150名 (大阪府地域若者サポートステーション)	138人(H29年度実績)	未達成	就職決定者数 年間144名 (大阪府地域若者サポートステーション)	就業促進課
72	7	(5) ④	小規模事業経営支援事業	商工会・商工会議所等と連携して、経営の安定・改善・改革に取り組む小規模事業者等に対し、その経営課題を整理するとともに、課題解決に向けた支援として必要な相談事業等を実施する。	経営の安定・改善・改革に取り組む小規模事業者等に対し、その経営課題を整理と課題解決に向けた支援として必要な相談事業等を実施	経営の安定・改善・改革に取り組む小規模事業者等に対し、経営課題の整理、課題解決に向けた支援として必要な相談事業等を実施する。	-	-	-	経営支援課
73	7	(6) ①	女性の抱える問題に関する相談事業	ドーンセンターにおいて、女性が直面している様々な問題について、相談カウンセリング、サポートグループ、法律相談の実施等を通じ、女性の自立と主体的な生き方をめざすための必要な援助と解決のためのサポートを行う。また、男性のための電話相談窓口を新たに設置する。さらに、市町村相談員等を対象に、ブロック別事例検討会や、スキルアップ研修等を実施し、市町村相談事業の充実を図る。	府は広域自治体として、ドーンセンターを拠点に専門的広域的事業を実施し、市町村相談事業の補完・支援するとともに、関係部局・関係団体との総合調整及び連携のもと施策展開を図ることにより、男女共同参画の実現を目指す。	面接相談1,335件 火～金 17:00～21:00 土・日 10:00～18:00  電話相談2,520件 火～金 17:00～21:00 土・日 10:00～16:00  法律相談48件 第3木曜日 14:00～16:00	面接相談1,349件 電話相談2,453件 法律相談30件	広域自治体として市町村相談事業の補完・支援するとともに、関係部局・関係団体との総合調整及び連携のもと、施策展開を図った。	面接相談 火～金 17:00～21:00 土・日 10:00～18:00  電話相談 火～金 17:00～21:00 土・日 10:00～16:00  法律相談 第3木曜日 14:00～16:00	男女参画・府民協働課
74	7	(6) ①	・子ども家庭センター(児童相談所)における相談支援 ・子どもの育成支援事業(24時間フリーダイヤル)	府内6箇所の子どもの家庭センター(児童相談所)での児童に関する相談を実施。また、子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤルを設置(24時間365日対応)。	24時間365日、子どもの悩みや、SOSをキャッチし、迅速かつ適切な対応により必要な支援につながる。	※予算は、子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤルを含む夜間・休日電話対応体制強化事業にかかる予算。	子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤル受電実績2,267件	子ども家庭センター(児童相談所)における相談支援、子どもの育成支援事業(24時間フリーダイヤル)を実施した。	※予算は、子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤルを含む夜間・休日電話対応体制強化事業にかかる予算。	家庭支援課
75	7	(6) ①	ひきこもり地域支援センター事業	市町村や保健所等が支援ひきこもり状態にある本人や家族に対し、必要に応じ地域にでかけて精神保健福祉医療福祉分野における専門相談(コンサルテーション)を実施する。	ひきこもり状態にある本人や家族が住み慣れた身近な地域において多機関の連携により、包括的な支援を受けることができるようになる。	①各市町村の社会資源等の情報収集 ②市町村や保健所等でひきこもりに関する専門相談(コンサルテーション)の実施 ③専門相談によるノウハウの蓄積、評価・分析 ④保健所等での家族教室、研修会の運営支援	①大阪府内(堺市・大阪市除く)全市町村の生活困窮窓口(44機関)を訪問し情報収集を行った。 ②コンサルテーション事例延数(電話・訪問込み)251件 ③H29は実施せず ④1保健所で家族教室の運営支援を行った。	身近な地域で支援を受けることができるよう出かけてのコンサルテーションを実施している。	①各市町村の社会資源等の情報収集。 ②市町村や保健所等でひきこもりに関する専門相談(コンサルテーション)の実施。 ③専門相談によるノウハウの蓄積、評価・分析。 ④保健所等での家族教室、研修会の運営支援。	こころの健康総合センター
76	7	(6) ①	こころの健康相談統一ダイヤル	自殺予防の相談電話(こころの健康相談統一ダイヤル)を実施。9月(自殺予防週間)、3月(自殺対策強化月間)は1か月間24時間体制で集中電話相談を実施。	こころの健康や死にたいという悩みを抱えた人が電話で相談することで、必要な医療機関や相談機関に繋がっている。	こころの健康相談統一ダイヤル実施 対応力の向上談話相談員対象の講義研修1回 事例検討会3回	こころの健康相談統一ダイヤル 月～金曜日、9:30～17:00に電話相談を実施。(延数3523件) 電話相談員対象の講義研修を3回、事例検討会を3回実施。	電話相談により必要な医療機関や相談機関につなげている。	こころの健康相談統一ダイヤル実施。LINE電話を利用した電話相談を開始(平成30年9月より)。対応力向上のため、電話相談員を対象とした講義研修1回。事例検討会を3回実施(平成30年11月と平成30年1月)。	こころの健康総合センター



指針新第3章 項目	自殺対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み			取組み(事業)の概要	H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況				担当課	
						平成29年度			平成30年度		
						事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み		
77	7	(6)	①	わかものハート ぼちぼちダイヤ ル	40歳未満の若者を対象にした若者 向け専用電話相談	悩みを抱え、支援を必要としてい る若者が、若者専用電話相談の 存在を知り、悩みを相談するよう になる。	①若者専用ダイヤルの実施 ②電話相談対応力の向上 ・電話相談員対象の講義研修を1回 実施。 ・事例検討会を3回実施。 ③チラシ等による専用ダイヤルの周 知。	毎週水曜日9:30～17:00に40歳未満の若者を 対象にした電話相談を実施。(延数81件) 電話相談員対象の講義研修を3回、事例検討 会を3回実施。	相談の延数は増加してい る。講義研修や事例検討 会により対応力の向上を 図っている。	①若者専用ダイヤルの実施。 ②電話相談対応力の向上のための講義 研修を1回、事例検討会を3回実施。 ③チラシなどによる専用ダイヤルの周 知。	こころの健康総 合センター
78	7	(6)	②	難病患者の支 援	府保健所において、難病患者への 訪問や、地域の関係機関と連携し て、難病患者の相談・支援を行う。	難病患者が安定的な療養生活を 送ることができるよう、大阪府全 体の難病患者支援の均てん化を 図る。	・難病患者への訪問、面接支援 ・難病患者訪問や 患者を支援する スタッフによる支援方針調整会議	・訪問(実)1,248、(延)3,800 ・面接(実)14,589(延)15,175 ・会議:1,759	○	・難病患者への訪問、面接支援 ・難病患者訪問や 患者を支援するスタッ フによる支援方針調整会議	地域保健課
79	7	(6)	③	がん診療拠点 病院に設置され たがん相談支 援センターなど におけるがん患 者及び家族に 対する相談支援	がん相談支援センターなどにおける 相談者に対して、適切な相談機関・ 窓口を案内	相談者に対して、適切な相談機 関・窓口につなぐ	必要な情報収集、分析をおこない、 実態を把握していく	適切な相談機関・窓口につなぐ	適切な相談機関・窓口につ ないている	相談者に対して、適切な相談機関・窓口につ なぐ	健康づくり課
80	7	(6)	④	自殺対策人材 養成研修及び 自殺総合対策 相談対応引き 集	介護者からの相談に対応する地域 包括支援センター職員や介護支援 専門員等介護関係機関従事者が、 自殺や精神疾患についての正しい 知識を持ち、悩みや自殺のサイン に気づき、必要な関係機関と適切 な連携が図れるように、研修や情報 提供を行う。	介護関係職員が研修や手引書を 活用し、より適切な支援ができる ようになる。 目標:受講者数600名(年間100名 ×6年) 自殺総合対策相談対応手 引き集の配布	介護関係者への自殺対策人材研修 の周知を図る。	自殺対策研修を実施。 ・8回市町村職員95名受講 介護関係職員に特化した研修は未実施。	介護関係職員を対象とし た研修の実施には至って いない。	介護関係者への自殺対策人材研修の周 知を図る。	こころの健康総 合センター
81	7	(7)	①	薬事監視指導	薬事監視員による医薬品等一斉監 視指導において、毒薬及び劇薬の 取り扱いについて確認及び指導を 実施し、法令に基づく適正管理の徹 底を図る。	継続した監視指導によって法令 に基づく適正管理の徹底を図り、 毒薬及び劇薬による自殺の予防 につなげる。	医薬品等一斉監視指導において、 毒薬及び劇薬の取り扱いについて 確認及び指導を実施する。	実績:2,024件	○	医薬品等一斉監視指導において、毒薬及 び劇薬の取り扱いについて確認及び指導 を実施する。	薬務課
82	7	(7)	②	毒物劇物取締	毒物及び劇物について、厚生労働 省からの通知の周知を行うととも に、毒物劇物監視員による店舗等 への監視指導を通じて不適切な使 用に繋がる流通を防止し、法令に 基づく適正管理の徹底を図る。	継続した監視指導によって法令 に基づく適正管理の徹底を図り、 毒物及び劇物による自殺の予防 につなげる。	毒物及び劇物について、厚生労働 省からの通知の周知を行うととも に、店舗等への監視指導をする。	実績:378件	○	毒物及び劇物について、厚生労働省から の通知の周知を行うとともに、店舗等への 監視指導をする。	薬務課
83	7	(8)	①	自殺につながる 情報の削除依 頼	インターネット上において自殺につ ながる情報を発見した場合に、イン ターネット・ホットラインセンターに連 絡して、当該情報の削除を推進す る。	自殺につながる情報を発見した 場合に、インターネット・ホットライ ンセンターに連絡する等、当該情 報の削除を継続して推進する。	自殺につながる情報を発見した場 合に、インターネット・ホットライ ンセンターに連絡する等、当該情報 の削除を継続して推進する。	自殺につながる情報を発見した場合に、イン ターネット・ホットラインセンターに連絡す る等、当該情報の削除を推進した。	○	自殺につながる情報を発見した場合に、イン ターネット・ホットラインセンターに連絡す る等、当該情報の削除を継続して推進す る。	大阪府警察本部



指針新第3章 項目	自対策基本 指針 に基づく施策 の 具体的な取組 み			取組み(事業)の概要	H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指 標) ※原則として数値目標を記 入。	施 策 の 進 捗 状 況				担当課
						平成29年度			平成30年度	
						事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	
84	7	(8)	②	フィルタリングの普及と青少年に対する適切なインターネット利用に関する啓発活動の推進 自殺を助長するおそれのある有害サイト等へのアクセスを防ぐため、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。	非行防止教室等の機会を利用して、フィルタリングや適切なインターネット利用に関する教育及び啓発活動等の取組を継続して行う。	青少年に対して、非行防止教室等の機会を利用して、フィルタリングや適切なインターネット利用に関する教育及び啓発活動等の取組を継続して行うとともに、保護者に対する啓発活動の強化に努める。	青少年に対して、非行防止教室等の機会を利用して、フィルタリングや適切なインターネット利用に関する教育及び啓発活動等の取組を行った。	○	青少年に対して、非行防止教室等の機会を利用して、フィルタリングや適切なインターネット利用に関する教育及び啓発活動等の取組を継続して行うとともに、保護者に対する啓発活動の強化に努める。	大阪府警察本部
85	7	(8)	②	青少年へのフィルタリング普及促進 青少年へのフィルタリング普及を図ることで、インターネット上の自殺を誘引する有害情報の閲覧を防止するとともに、インターネットの適切な利用に関する取組み及び啓発活動の推進等を行う。	青少年健全育成条例の規制内容(フィルタリングに関する事業者の説明責任等)の遵守率100%	・携帯電話事業者への立ち入り調査の実施(100店舗) ・普及啓発チラシ等を活用したフィルタリングの普及促進	・携帯電話事業者への立ち入り調査の実施(100店舗) ・普及啓発チラシ等を活用したフィルタリングの普及促進(約5万部を配布)	・青少年健全育成条例の規制内容の更なる周知を図った	・携帯電話事業者への立ち入り調査の実施(100店舗) ・普及啓発チラシ等を活用したフィルタリングの普及促進	青少年課
86	7	(8)	③	大阪の子どもを守るサイバーネットワーク インターネット上のいじめや有害サイトへのアクセスによる犯罪被害の未然防止や早期解決	いじめや犯罪被害の未然防止や早期発見をめざす。定期的なアドバイザー会議等を年2回開催及び相談への対応	アドバイザー会議等開催 相談対応	連絡会:2回、アドバイザー会議:2回、相談件数5件	概ね達成できている	アドバイザー会議等開催 相談対応	小中学校課
87	7	(8)	③	自殺予告者の安否確認の実施 インターネット等による自殺予告等の情報があった場合、所管する警察署を通じて自殺防止の対応を行う	自殺予告者が判明した場合に、安否確認を確実に行う。	自殺予告者が判明した場合に、安否確認を確実に行う。	自殺予告者が判明した場合に、安否確認を確実に行った。その際、自殺未遂者相談支援事業に繋がるよう、事業説明を行い、再企図の防止に努めた。	○	自殺予告者が判明した場合に、安否確認を確実に行う。	大阪府警察本部
88	7	(9)	①	総合相談事業交付金の交付 住民の自立支援、福祉の向上等に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業を支援、促進するため市町村に交付	市町村の人権相談機能の充実・強化を図り、府民が身近なところで安心して相談できる体制を作る	府内市町村のより効果的な取組を促すため、市町村に対し総合相談事業交付金を交付する	交付金額 259,468 千円	交付済	府内市町村のより効果的な取組を促すため、市町村に対し総合相談事業交付金を交付する	人権局
89	8	(1)	①	夜間・休日精神科合併症支援システム 夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施	一般科救急医療機関で処置を終えた合併症患者の合併症支援病院への円滑な転院や精神的な支援 平成34年度 200件	事業利用件数 220件	利用件数:244件	○	事業利用件数 240件	地域保健課
90	8	(1)	②	精神科救急医療体制整備事業 夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施	夜間・休日において、精神疾患の急変などにより緊急に診療を要する患者のため、民間精神科病院等の輪番制による入院等の医療対応が可能な体制を整備する。 救急対応(入院・外来等)件数 平成34年度 1,800件(見込)	救急対応(入院・外来等)件数 1,800件	救急対応件数:1,592件	○	救急対応(入院・外来等)件数 1,800件	地域保健課



指針新第3章			自自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取り組み	取組み(事業)の概要	H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況				担当課
項目						平成29年度			平成30年度	
大	中	小				事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	
91	8	(2) ①	大阪府自殺未遂者連携支援事業	府内救命救急センターに、搬送された自殺未遂者への支援と地域関係機関との連携について検討を行う	救命救急センターに搬送された自殺未遂者への支援が充実されるようになる。	府内救命救急センターと自殺未遂者への支援・地域連携について検討を行う。	「未遂者支援」を救命救急センター担当者にも周知。	救命救急センター担当者のみの検討会は実施せず。	実施予定なし。	こころの健康総合センター
92	8	(2) ①	自殺未遂者相談支援センター事業	自殺未遂で救命救急センターに搬送された患者で、自殺未遂者相談支援センターの相談支援に同意した者に対し、アセスメントを行い、精神科医療や相談機関へのつなぎを行い、その後治療・相談継続が行われているかなどのフォローアップを1年間定期的に実施することで、自殺未遂者の再企図を予防する。	・(平成29年度末までの実績において)自殺未遂者相談支援センターでフォローアップした者の1年間以内の未遂・搬送者率を10%以内にする ・府警・保健所・地域の関係機関による自殺未遂者の支援体制が強化されている。 ・事例検討等により、保健所の精神保健相談員の自殺未遂者に対する対応力が向上している。	・救急救急センターへ搬送された自殺未遂者のうち、支援について同意がとれ、フォローアップした数…60件【(参考)H28.4～12…46件】 ・担当者会議開催数(事例報告含む)…6回 ・地域の関係機関との会議(アイリス検証会議)の開催数…3回 ・自殺未遂者支援センター主催の研修開催数…2回 ・自殺未遂者相談支援センターでフォローアップした者のうち、1年間以内に再企図したケース件数…6件以内	・フォロー数:88件(うち再企図1件) ・担当者会議:10 ・検証会議:1 ・研修会等:3	○	・救急救急センターへ搬送された自殺未遂者のうち、支援について同意がとれ、フォローアップした数…100件 ・うち、1年以内に再企図するケースを6件以内とする ・担当者会議開催数(事例報告含む)…6回 ・地域の関係機関との会議(アイリス検証会議)の開催数…2回 ・自殺未遂者支援センター主催の研修開催数…2回 ・3か年計画事業の最終年度にあたることより事業で培った自殺未遂者への効果的な支援方をカンファレンスや研修会で地域の関係機関にフィードバックし関係機関のスキルアップをめざす。	地域保健課
93	8	(2) ①	自殺未遂者相談支援事業(いのちの相談支援事業)	警察署等の協力のもと、自殺未遂者やその家族の同意による情報提供により支援を行うと共に、事例検討会等の開催等により自殺未遂者支援のためのネットワーク構築を図る。	・府内での自殺未遂者が減少している。 ・府警・保健所・地域の関係機関による自殺未遂者の支援体制が強化されている。	・各警察署(警察署所在地別)からの「支援事案情報提供書」受理数…360件(大阪市・堺市を除く) ・総支援数…4,800件 ・警察の協力のもと、警察署(交番含む)への事業再周知のための資料・リーフレットを作成し、本署と交番合わせて約750ヶ所に配布 ・本課において、事業の進捗状況の把握や、事業の課題について話し合うための関係機関会議を開催…1回	・受理数:490 ・総支援数:5,614 ・リーフレットの作成:8,000部 ・関係機関会議:3/9	○	・各警察署(警察署所在地別)からの「支援事案情報提供書」受理数…360件(大阪市・堺市を除く) ・総支援数…4,800件 ・警察の協力のもと、警察署(交番含む)への事業再周知のための資料・リーフレットを作成し、本署と交番合わせて約750ヶ所に配布 ・本課において、事業の進捗状況の把握や、事業の課題について話し合うための関係機関会議を開催…1回	・地域保健課 ・保健所
94	8	(2) ①	自殺未遂者支援対象者情報の提供	大阪府内の各警察署管内で自殺未遂(大阪府内居住者)が発生した場合に未遂者本人や家族に事業の説明を行い、同意が得られた場合には当該自殺未遂事案の発生地を管轄する保健所に情報提供を行う。	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に事業説明を行い、事後の相談支援等につながるよう、継続して保健所に情報提供を行う。	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に事業説明を行い、事後の相談支援等につながるよう、保健所に情報提供を行う。	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に事業説明を行い、事後の相談支援等につながるよう、保健所に情報提供を行った。	○	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に事業説明を行い、事後の相談支援等につながるよう、保健所に情報提供を行う。	大阪府警察本部
95	8	(2) ①	自殺対策人材養成研修	救急医療機関や警察、消防、保健所等職員を対象に、未遂者本人や家族を支援するための研修の実施及び対応QA集・事例集を配布する。	地域において、救急医療機関や警察、消防、保健所等の機関が相互に連携し自殺未遂者支援が充実している。 目標:受講者数 50名/年	未遂者支援研修実施	「未遂者支援」を実施。 ・1回15名受講	研修実施した、受講者数は、目標値に達していない。	未遂者支援研修の実施。	こころの健康総合センター
96	9	(1) ①	自死遺族相談	自死遺族相談を専門相談として実施する。	専門相談として自死遺族相談を継続実施し、遺族が安心して相談できる場となる。	・電話相談…延べ数35件(実数23件) ・面接相談…延べ数25件(実数13件)	・電話相談…延べ数32件(実数27件) ・面接相談…延べ数33件(実数17件)	遺族が安心して相談できる場の提供が継続して行っている。	専門相談として自死遺族相談を実施。	こころの健康総合センター



指針新第3章			自自殺対策基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標) ※原則として数値目標を記入。	施策の進捗状況				担当課
項目						平成29年度		平成30年度		
大	中	小				事業見込み	事業実績	達成状況	事業見込み	
97	9	(2) ①	緊急支援チームの派遣	必要に応じて、精神科医、弁護士、臨床心理士、指導主事等の専門家を派遣。	自殺や自殺未遂等重篤なケースに対し、発生後の周りの人々に対する心理的ケアをめざす。市町村からの要請に対する緊急支援チームによる支援	緊急支援チームの派遣	24回	概ね達成できている	緊急支援チームの派遣	小中学校課
98	9	(2) ①	障がいのある生徒の高校生活支援事業	必要に応じて、臨床心理士等、エキスパート支援員を派遣	自殺や自殺未遂発生後の周囲の人々に対する心理的ケアが行われるとともに、子どもたちが安心して学校生活を送るための学校体制を整える。	必要に応じて、臨床心理士等エキスパート支援員を派遣し、周囲の人々に対する心理的ケアを行うとともに学校体制を整える。	実施済み	○	必要に応じて、臨床心理士等エキスパート支援員を派遣し、周囲の人々に対する心理的ケアを行うとともに学校体制を整える。	高等学校課
99	9	(2) ①	福祉・医療関係人材の活用事業費	必要に応じて、学校に臨床心理士を派遣し、学校における教育相談体制の充実を図る	自殺や自殺未遂発生後の周囲の人々に対する心理的ケアが行われるとともに、子どもたちが安心して学校生活を送るための学校体制を整える。	緊急時対応として、学校から希望があった場合には、その必要性を鑑み、適切に配置する。	府立支援学校において、臨床心理士の活用校数は36校で、活用時間は全体で971時間であった。その内、自殺願望を訴える子どもへの緊急時対応として1校に7時間、臨床心理士を配置したケースも含まれる。	対象の生徒へのカウンセリングとともに、教員、保護者に対して学校と家庭が連携のうえ、どのように再発防止をはかるべきかについてのアドバイスを専門的立場からいただくことができた。	緊急時対応として、学校から希望があった場合には、その必要性を鑑み、適切に配置する。	支援教育課
100	9	(3) ①	自死遺族の情報提供	リーフレットやホームページ等を活用して、自死遺族の回復や生活支援(死後の手続き、経済問題、法律問題等について必要な情報提供及び関係機関への橋渡し等)の情報提供を行う。	遺族に必要な情報が適切に提供され適切な機関に繋がるようになる。リーフレット等の配布数3000部	自死遺族が必要な情報をリーフレット・ホームページにより提供する。	自死遺族支援についてのリーフレット等を配布。 ・1055部	自死遺族に対して適切に情報提供を実施している。	自死遺族が必要な情報をリーフレット・ホームページにより提供する。	こころの健康総合センター
101	9	(3) ②	自死遺族支援についての啓発リーフレット	リーフレットやホームページ等を活用して、自死遺族に、地域における自助グループの情報を提供する。	遺族に必要な情報が適切に提供され、遺族が自助グループなどに繋がるようになる。リーフレット等の配布数3000部	自死遺族支援について、リーフレット等を活用し情報提供を行う。	自死遺族支援についてのリーフレットを配布。 ・1055部	自死遺族に対して適切に情報提供を実施している。	自死遺族支援について、リーフレット等を活用し情報提供を行う。	こころの健康総合センター
102	9	(4) ①	教育相談に関する教職員の資質向上のための取組み	教育相談を担当する担当する教職員の資質向上のために、遺児に対するケアも含めた取組みを進める。	教職員一人ひとりののカウンセリングスキル等の資質向上が図られている。	教育相談に関する教職員の資質向上を図るため、研修を実施予定である。	学校教育相談課題別研修等を通して、教育相談についての実践的スキルの習得等を図った。	カウンセリングスキル等の向上が一定図られている。	教育相談に関する教職員の資質向上を図るため、研修を実施予定である。	教育センター
103	10	(1) ①	自死遺族団体との公民協働事業	自死遺族団体と行政機関との公民協働で事業を展開することで団体の活性化を図り、充実した遺族支援が行えるようにする。	支援が必要な自死遺族に必要な相談等の情報が行き届き支援につながるようにする。自死遺族支援に関する講演会等開催	自死遺族団体と協働で自死遺族支援についての周知を図る。	自死遺族支援の周知を図るための大学生対象にワークショップ開催。 ・1回141名受講 一般府民向けシンポジウム開催。 ・1回34名参加	自死遺族支援団体とともに自死遺族支援に関する周知を図ることができた。	H29年度で終了。	こころの健康総合センター
104	10	(1) ②	自殺対策民間団体支援事業	民間団体が自殺対策として自死遺族のわがちあいや電話相談等独自の取組みを強化するため、人材養成などの体制整備にかかる費用について補助し、活動支援する。	・地域に根差した民間団体の自殺防止に関する活動が強化されている ・民間団体の自殺を防ぐための対応力が向上している	補助金を活用して自殺対策事業を実施する団体として、6団体からの参画を予定し、民間団体の自殺を防ぐための対応力の向上を図る。	団体数 5団体	○	補助金を活用して自殺対策事業を実施する団体として、6団体からの参画を予定し、民間団体の自殺を防ぐための対応力の向上を図る。	地域保健課
105	10	(1) ③	民間団体に関する情報提供	市町村が地域の民間団体と協働して取組みができるように情報を提供する。	市町村と民間団体が協働して自殺対策に取り組めるようになる。	民間団体についての情報提供。	ホームページにより民間団体についての情報の提供。	市町村が民間団体と協働するために必要な情報提供を実施している。	民間団体についての情報提供。	こころの健康総合センター